

**【児童扶養手当制度の概要】**

- ◇目的：児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度
- ◇支給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育する人（祖父母等）
- ◇支給要件：父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護していること。
- ◇手当額：令和4年4月～
  - ・全部支給：43,070円
  - ・一部支給：所得に応じて、43,060円から10,160円までの10円単位の額
    - ・加算額（児童2人目）
      - ・全部支給：10,170円
      - ・一部支給：所得に応じて、10,160円から5,090円までの10円単位の額
    - ・加算額（児童3人目以降1人につき）
      - ・全部支給：6,100円
      - ・一部支給：所得に応じて、6,090円から3,050円までの10円単位の額
- ◇受給者数：令和3年3月末現在で
  - 全国 877,702人
  - 三重県 11,737人

**【児童扶養手当支給認定事務の流れ】**

